いじめ対応フロー図　　岐阜本巣特別支援学校

いじめ（と疑われる）事案の発生　（アンケート調査等を含む）

↓ 早期発見

児童生徒・教師・保護者・地域住民　等

↓ 通報　記録開始 5W1H

担任・学年・養護教諭・教育相談コーディネーター　等

↓ 全て報告

管理職
校長・教頭・部主事

全て報告

いじめ担当者
生活支援部長
Tel（058）239-9712

【初動対応】
該当担任・生活支援部長・該当部主事で事案の確認、今後の対応の検討、共有を図る。

いじめの認知
事実関係の把握
対応方針の決定
いじめの有無の判断
等

【いじめ防止委員会】
（学校いじめ対策組織）［法 22 条］

管理職（校長・教頭・部主事）

教務主任・支援センター部長・進路支援部長・健康支援部長・生活支援部長・関係学級担任・人権教育担当など

（必要に応じて）
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、地域代表、医師、警察官等

教育委員会
学校安全課
地域担当
生徒指導主事

支援

全て報告

連携

【関係機関】
- 岐阜北警察署
  Tel(058)233-0110
- 北方警察署
  Tel(058)324-0110
- 山県警察署
  Tel(0581)22-0110
- 子ども相談センター
  Tel(058)201-2111
- 岐阜地方法務局
  Tel(058)245-3181
- 関係市役所・役場

組織的対応
情報共有

【（緊急）職員会議　】

事案内容を全教職員に報告、周知
指導方針・役割分担等を全教職員で共通理解
いじめ問題克服に向けて全教職員で適切かつ迅速に対処

事案に応じて、校内メールでの情報共有

↓

継続的な支援及び指導
いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言